

# 東京イースト 21「イースト 21 プラザ・ふれあい広場」使用規定

2014 年 4 月

東京イースト 21 内イースト 21 プラザ・ふれあい広場にてイベント・キャンペーン等の実施をご希望される場合は「東京イースト 21 催事使用実施申請書」（以下「申請書」という）をご提出下さい。なお、内容によっては申請を承諾しない場合があります。

## 1. 実施可能時間帯

施設の利用者及び来場者の妨げにならぬようご注意ください。実施可能時間は、原則 9：00～18：00 までとします。

## 2. 申請及び承諾

実施をご希望の場合は、原則希望日の 3 週間前までに申請書をご提出下さい。ご希望日の 1 週間前までに、承諾の可否についてご連絡いたします。

申請書には、実施概要及び申請者のプロフィールを添付してください。

### ○申請及びご連絡先

〒135-0016 東京都江東区東陽 6-3-2 イーストタワー21 タワー3F  
鹿島東京開発株式会社 SC ビル事業部 商業施設運営管理グループ 販売促進担当  
TEL:03-5632-9105 FAX:03-5632-9101  
URL:www.tokyo-east21.co.jp e-mail:info@tokyo-east21.co.jp

## 3. 使用料金

### (1) イースト 21 プラザ

平日（月～金） 20,000 円（消費税別）

休日（土・祝日含む） 50,000 円（消費税別）

### (2) ふれあい広場

休日（土・祝日含む） 10,000 円（消費税別）

①決定優先とし、仮予約はできません。

②上記料金には電気容量 20A までを含み、それ以上をご希望の場合は別途ご相談ください。

③申請承認後に、申請者の都合によって利用開始日の 3 日前以降にキャンセルする場合は、使用料金の 50%相当額をキャンセル料として申し受けます。

④使用実施申請書受領後、ご請求書を発行いたします。使用料金は開催日前までに、指定口座へ振込みにてお支払いください。尚、振込み手数料は、申請者側でご負担ください。

（お振込み後はご一報ください。）

#### 4. 不承諾と承諾取消し

下記の事項の一つに該当する場合、または、施設の管理・運営上支障があると認められるときは、承諾をいたしません。また、承諾をした後であっても下記の（事項に該当すると認められるときは、即時にその承諾の取り消しをいたします。）

- (1) 施設の設置目的に反する恐れがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (3) 施設または設備を毀損する恐れがあると認められるとき。
- (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体、もしくはその関係者または事業内容が明確でない団体の利益になると認められるとき。
- (5) 事前の申請内容と実際の内容が異なる場合。
- (6) 施設の利用者及び来場者の妨げになるとき、または妨げになる恐れがあるとき。
- (7) その他施設の管理・運営上支障があると認められたとき。

#### 5. 施設管理上の注意事項

実施にあたっては施設管理上、以下を厳守してください。

- (1) 造作物、装飾等が自動火災報知設備並びに消火器、スプリンクラー設備、屋外消火栓等の障害とならないようにすること。
- (2) 避難口、通路および階段等には避難の障害となる造作物、装飾等を置かないこと。
- (3) 実施のため、来場者が多数通路に立ち止まり通行を妨げることをしないよう十分な措置を講じること。
- (4) 万一、火災や事故が発生した場合には、すみやかに防災センターに連絡を取り、初期対応にあたること。
- (5) 本申請に端を発する火災や事故で鹿島東京開発株式会社の管理する施設及び設備に損害を与えた場合、または実施期間中において発生した人身事故及び物品の盗難、破損・汚損事故に関してはその原因の如何を問わず、弊社はその責任を負わず、承諾を受けた者がすべてその責任を負うこと。

#### 6. 実施に際しての注意事項

実施にあたっては施設管理上、以下を厳守してください。

- (1) テント等の使用にあたっては事前にレイアウト案提出いただき、弊社の確認を受けたものに限ります。また、夜間は撤去願います。（テントの場合は足をたたむか、骨組みだけにしていただきます。）
- (2) 火気（裸火）の使用は出来ません。（厨房カーでの対応は可能）
- (3) 配線には必ず養生シートもしくはモールにて処理願います。※ガムテープ等は不可とします。尚モールについてはH20mmまでとします。
- (4) 重石が必要な場合は土嚢・プラスチック製のもののみとし、ブロック・石材のものは不可とします。
- (5) いす・テーブル等については強風時移動できる数量までとしてください。
- (6) スピーカーについては重石もしくはウッドガーデンの柵に固定してください。
- (7) ワゴン等を使用する場合はストッパー付のものとし、動かないよう固定ください。

- (8) 会場内には必ず消火器を設置してください。
- (9) 看板・ポスター・チラシ等の提示は、予め弊社の承認を必要とし、所定の場所以外への提示はお断りいたします。また終了後は速やかに撤去してください。
- (10) 使用中(搬出入時含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は、申込者側の負担となります。また、使用期間中の観客の整理及び安全管理は申込者で責任をもってください。
- (11) 音楽を使用する際は社団法人日本音楽著作権協会へ手続き願います。
- (12) 床・建物・付帯施設へのペイント等はできません。
- (13) 使用中に、建物・諸設備・器具・備品等の破損、紛失等があった場合は、申込者の費用負担となります。
- (14) 使用中、搬入、準備、搬出時間も含め、申込者又は責任者は会場に常駐してください。
- (15) 搬出入の車両に関しては高さ制限(3.1m)がありますので、ご了承ください。
- (16) 所定の場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (17) 使用者専用の駐車場はご用意できませんのでご了承ください。(有料での使用)
- (18) その他、使用に関しては弊社の指示に従ってください。
  - ※申込者の責によらない天変地異や不測の事故・災害等で広場使用が不可能になった場合、使用料金は全額お返しいたします。但し、そのために生じた損害の賠償はいたしません。また、強風・雨天候のため中止とさせていただくことがあります。中止する際は、協議の上、日程の振替もしくは使用料金の返還等を検討いたします。
- (19) 照明等に要する電源は予めご用意下さい。
- (20) 化粧室・スタッフ等の休憩室等の用意はありません。
- (21) スタッフの飲食及び喫煙は所定の場所に限りさせていただきます。
- (22) 施設及び設備を汚損・破損した場合には、清掃、修理等に掛る費用を弁償していただきます。
- (23) 火災及び災害等の発生時には、弊社の施設管理者の指示に従って下さい。
- (24) 設備・備品等の提供や警備員の配置等の特別な対応はいたしかねますので、予めご用意あるいは対応策を講じる等の配慮をお願いします。

## 7. 関係諸官庁への届出

内容により、申請者は事前に諸官公庁への届出が必要となります。  
届出不備により開催不能となった場合、弊社ではその責任は負いません。

### ○主な連絡先

深川消防署 TEL:03-3642-0119

江東保健所 TEL:03-3647-5855

社)日本音楽著作権協会 東京イベント・コンサート支部 TEL:03-5321-9881

## 8. 備品の貸出し

簡易 PA、パイプイス、テーブル等備品のご利用をご希望の場合は事前打合せ時にお申し出ください。

以上